

監査公告第7号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した上下水道部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年11月26日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

上下水道部定期監査結果報告

第1 監査期間

令和元年10月9日から令和元年11月8日まで

第2 監査の対象

経営企画課、水道課、下水道課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管業務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）
なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 監査意見

- ・下水道事業会計の健全化について、次のとおり意見を付す。

人口減少等厳しい状況の中ではあるが、より一層の下水道加入促進や、規模の適正化などに取り組み、持続可能な経営に努められたい。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

上下水道部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 経営企画課

- ・水道事業の経営について
- ・下水道事業の経営について
- ・下水道の加入促進について

2. 水道課

- ・水道施設の耐震化について
- ・業務委託の効果について

3. 下水道課

- ・下水道事業計画区域の見直しについて
- ・下水道事業ストックマネジメント基本計画について